

記入例

様式第4号(第17条関係)

令和△△年〇〇月××日

事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書

(あて先)那珂川市長

作成した日を記入してください。

届出者(建築物所有者等)	株式会社 〇〇
郵便番号	811-1200
住所又は所在地	那珂川市〇丁目〇-〇
氏名又は名称	株式会社 〇〇 印
法人にあつては代表者氏名	代表取締役 那珂川 花子
電話番号	092-000-0000

那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建物を管理している事業所の名称等を記入してください。  
[注1]

1. 対象となる建築物等

所在地	那珂川市〇丁目〇-〇		
建築物の名称	株式会社 〇〇		
所有者名	株式会社 〇〇		
延床面積	1,520 m <sup>2</sup>	就業人員	8 人
階数	地上 2 階	地下	1 階
建築物の主たる用途	食品、雑貨、日用品などの小売販売		

実際に廃棄物を排出している建築物が対象です。

2. 一般廃棄物の減量資源化策

現在取り組んでいる減量等の事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・社員にごみの分別を徹底させている。</li><li>・社員に不要なごみを出さないように指導している。</li><li>・商品を梱包してきたダンボールを納入業者に引き取らせている。</li></ul>
新たに減量等のために取り組み、又は検討している事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・新聞、雑誌、ダンボールを分別して古紙回収業者に引き取ってもらうように予定している。</li><li>・機密書類もリサイクルすることを検討している。</li></ul>

[注1]廃棄物管理責任者選任(変更)届と同様に、届出者は、あくまで建築物を管理・運営している事業所となります。

記入例

事業系一般廃棄物の減量及び再利用に関する計画書		事業者名		株式会社 ○○		単位								
				kg										
区分	単位	前年度実績					当年度計画							
		令和○年度(○年○月～○年○月)					令和○年度(○年○月～○年○月)							
		発生量 (A)	自己 処理量 (B)	処理区分		発生量 (A)	自己 処理量 (B)	処理区分						
再生利用等 再資源化 する量 (C)	廃棄処分 資源回収 業者名 (A-B-C)			再生利用等 再資源化 する量 (C)	廃棄処分 資源回収 業者名 (A-B-C)									
紙類	ダンボール	kg	120	0	120	○○リサイクル	0	150	0	150	○○リサイクル	0		
	新聞	kg	20	0	20	○○リサイクル	0	30	0	30	○○リサイクル	0		
	雑誌	kg	80	0	80	○○リサイクル	0	100	0	100	○○リサイクル	0		
	その他紙類	kg	40	0	0		40	那珂川開発	50	0	50	○○リサイクル	0	
生ごみなど燃えるごみ		kg	1,850	0	0		1,850	那珂川開発	1,700	0	0	1,700	那珂川開発	
P類	ペットボトル	kg	40	0	10	○○商会	30	那珂川開発	50	0	20	○○商会	30	那珂川開発
	その他プラスチック	kg	80	0	0		80	那珂川開発	70	0	0		70	那珂川開発
燃えないごみ	かん	kg	40	0	20	○○リサイクル	20	那珂川開発	50	0	40	○○リサイクル	10	那珂川開発
	びん	kg	20	0	0		20	那珂川開発	20	0	0		20	那珂川開発
	その他燃えないごみ	kg	150	0	0		150	那珂川開発	130	0	0		130	那珂川開発
その他	粗大ごみ	kg	30	0	0		30	直接搬入	30	0	0		30	直接搬入
	(剪定枝)	kg	10	10	0		0		20	0	20	ｸﾘｰﾝ環境	0	
	( )						0						0	
合計			2,480	10	250		2,220		2,400	0	410		1,990	
魚滓			500	0	500	○○産業	0		600	0	600	○○産業	0	

単位は、kgで記入してください。  
[注1]

再生利用業者に排出した場合に記入してください。  
[注2]

生ごみを堆肥化している等、自身で処理を行っている場合に記入してください。  
[注3]

※使用枚数がわかればご記入ください。(推定値でもかまいません)

	燃えるごみ【特大】	燃えるごみ【大】	燃えるごみ【中】	再資源化	燃えないごみ
ごみ袋使用数/年間	300袋	0袋	0袋	100袋	50袋

※産業廃棄物として処理されているものは記入しないでください。

[注1]10kg単位や袋数で記入された場合は、その旨記入してください。

[注2]有価物として再生利用業者へ売却する場合は問題ありませんが、逆有償(再生利用業者へお金を払う)で引き取りされる場合は、古紙・くず鉄・あきびん類、古繊維の4品目以外は認められていませんのでご注意ください。

[注3]ごみを自己搬入で処理した場合、「自己処理量」に含みません。